平成２５年（フ）第３７２号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目13番地11　パークサイド102
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
秋田市河辺戸島字本町10番地
債務者　加藤多千子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
茨城県常総市篠山1598番地５
債務者　篠崎　三郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９５号
千葉県船橋市咲が丘４丁目21番41号
債務者　池上　貴志
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９５号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番６棟408号
債務者　須之内　浩
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９６号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番６棟408号
債務者　須之内智英子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９１号
千葉市稲毛区園生町102番地１　藤原方
債務者　西田　珠美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４３号
千葉市若葉区桜木１丁目41番２号　エムハイツ桜木401号
債務者　上間志奈野
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６３号
新潟市西区小針４丁目５番４号
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５号
新潟市中央区女池南２丁目９番31号　プリオール女池Ｇ棟201号室、住民票上の住所新潟市中央区鳥屋野94番地40
債務者　唐澤　　淳
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９６号
新潟市江南区西町３丁目４番１号
債務者　高橋　隆雄
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０５号
新潟市西区寺尾１番14号　メゾンながはまＢ102号、前住所新潟市東区寺山２丁目３番４号
債務者　竹田美智子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
石川県七尾市能登島八ケ崎町５部４番地、従前の住所石川県七尾市小島町西部20番地１　メゾン唐崎13号
債務者　浜岸　孝好
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１４９号
山梨県甲府市中小河原１丁目11番10号　アサヒ第二ビル603
債務者　栗田　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
山梨県甲府市中小河原１丁目11番10号　アサヒ第二ビル603
債務者　栗田いと子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
山梨県都留市つる５丁目７番５号
債務者　白鳥　明彦
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
川崎市川崎区浜町２丁目４番８号　浜町中川ハイム206
債務者　小堺　充雄
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係